国による財政支援を求める意見書

呉市では現在,誰もが住み続けたい,行ってみたい,人を惹きつけるまちの実現に向け,市,議会が一丸となり取り組んでいるところである。

本市は戦後、鉄鋼や造船等の企業の進出により、瀬戸内有数の臨海工業地帯として発展してきたが、その中で中心的に発展を支えてきた日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区においては、令和5年9月末に全設備が休止することになっている。これに伴い、本市が受ける影響は極めて大きく、産業構造の転換に向けた取組及び日本製鉄株式会社と連携した休止後の跡地活用について検討を進め、企業誘致による税収増や若者の雇用創出及び定住促進を図る必要がある。

そのため、工業団地が集積し、高規格幹線道路である東広島・呉自動車道へ容易にアクセスできるなどの立地的特性を持つ、呉市総合スポーツセンターについて、比較的容易に産業団地に転換できることから、当該施設を企業用地として売却することとなった。

さらに、JR 呉駅周辺地域においては、呉市の玄関口としてふさわしい環境整備を行うため、駅前広場の再整備については、令和3年4月から国の直轄事業として「一般国道31号呉駅交通ターミナル整備事業」が事業化され、旧そごう呉店跡地開発については、呉市が民間実施事業者を選定し、既存建物の解体着手に至っている。JR 呉駅周辺地域全体を総合交通拠点として捉え、次世代モビリティや防災拠点にも対応した機能整備を進めるとともに、官民連携により、生活に必要な都市機能等を備えた複合施設を整備することにより、Society5.0の実現に向けた先駆的サービスが展開される次世代のまちなか居住エリアの創出を目指しているところである。

これらの実現には、引き続き、国、広島県、事業者その他関係機関等が緊密に連携して、事業の推進を図り、さらに、国による財政支援の担保などの長期的な支援が必要であることから、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止に伴う地域経済への影響を最小限 にとどめるため、必要とされる取組に支援を行うこと
- 2 呉市総合スポーツセンターを企業用地に転換するに伴い、必要となるスポーツ施 設の移転・再配置に係る取組に支援を行うこと
- 以上,地方自治法第99条の規定に基づき,意見書を提出する。

呉 市 議 会

(提 出 先)
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
内閣府特命担当大臣(地方創生担当)
内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)